



市 章

大津市公報

平 成 29 年 4 月 17 日
号 外 (第 29 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

80 大津市建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則…………… 1

規 則

大津市建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年4月17日

大津市長 越 直 美

大津市規則第80号

大津市建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

大津市建築基準法の規定に基づく公開による意見の聴取に関する規則（昭和47年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第6条中「第48条第13項」を「第48条第14項」に改める。

別記様式中「大津市長 様」を「(宛先)
大津市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。